議会資料	報告 第 10 号
上下水道部	報告 第 11 号

## 公営企業会計等に係る資金不足額等(総括表)

## 標準財政規模(x) 14,977,243

(単位:千円)

		(1)				(2)	(3)			(4)	(5)	(6)	(7)		資金不足比率	(9)	標準財政規模比
	特別会計名	a-b-c	流動負債 a	控除企業 債等 b	控除未払 金等 c	算入地方債	d-e	流動資産 d	控除財源 e	令3条1項の額 ・令4条の額 (1)+(2)-(3)	解消可能 資金不足額	資金差引額 (※剰余額) (5)-(4)	営業収益の額- 受託工事収益の 額	事業の規模	-(6)/(8)、%	繰越欠損金	(6)/(x)、%
法適用企業	水道事業会計	241,890	401,822	159,932	0	0	2,723,569	2,723,569	0	<b>▲</b> 2,481,679	0	2,481,679	1,442,202	1,442,202	-	0	16.6
	下水道事業会計	45,598	279,000	233,402	0	0	86,614	86,614	0	<b>▲</b> 41,016	0	41,016	107,610	107,610	-	0	0.3

※法適用企業表の(6)及び法非適用企業表の(5)は、資金不足の場合「▲」で表示され、資金不足比率欄に値が計上される。

資金不足比率欄は、資金不足ではない場合、「一」が表示される(自動計算)。

※控除企業債等は、1年以内に償還期限のくる企業債で、建設改良費の財源となったもの。